



第197号

2022年11月1日発行

横浜

西だより

発行
(公社)神奈川労務安全衛生協会
横浜西支部 事務局
横浜市戸塚区吉田町631
元町清水ビル203号
TEL 045-864-5354
FAX 045-864-5022
編集
横浜西支部広報部会

令和4年度 全国労働衛生週間横浜西地区推進大会開催



▲開会のことば(秋山副支部長)

去る9月5日(月)、横浜西地区労働災害防止団体連絡協議会主催による令和4年度「全国労働衛生週間横浜西地区推進大会」が保土ヶ谷公会堂にて盛大に開催されました。

本大会はコロナ感染症の影響により、3年ぶりの開催となりましたが、参加者皆様のご協力により感染症対策を徹底したうえ時間短縮での開催となりました。

当日は横浜西労働基準監督署荻野憲一署長、伊地知秀一安全衛生課長には動画でのご参加を賜り、挙行されました。

冒頭、神奈川労務安全衛生協会横浜西支部副支部長秋山氏より開会宣言が行われ、次に神奈川労務安全衛生協会横浜西支部長小西氏より主催者代表挨拶があり、「日本の労働者は、約3人に1人が、何らかの疾病を抱えながら働いているなか、人生100年時代に向けて、今後増加することが見込まれる高齢労働者が、安心して安全に働くことが出来る職場環境づくりや、労働災害予防の観点から、快適な職場環境の実現、労働条件の改善、健康ガイドラインに基づく健康づくりの取組等が求められており、このような背景を踏まえ、本年度の全国労働衛生

週間の大会スローガンが『あなたの健康があつてこそ笑顔があふれる健康職場』となった」とのお話がありました。続いて横浜西労働基準監督署の荻野署長より動画にて主唱者挨拶をいただきました。初めにコロナ禍のため対面出席は控えていただき、動画での参加についてお詫びがありました。「本大会の3年ぶりの開催についてのお祝い及び功労者へのお祝いに続いて、事業場の皆様には『全国労働衛生週間』を契機に、それぞれの職場の労働環境の重要性を再認識し自主的な労働衛生活動を積極的に取り組んで頂きたい」旨の依頼がありました。

功労者表彰では永年にわたり各事業場において労務安全衛生管理にご尽力された4名の皆様が神奈川労務安全衛生協会横浜西支部長及び建設業労働災害防止協会横浜西分会長より功労者として表彰されました。

表彰後、横浜西地域産業保健センター 一色聡一郎センター長より来賓のご挨拶をいただき、横浜西労働基準監督署伊地知秀一安全衛生課長より全国労働衛生週間実施要綱について動画にて説明をいただきました。その内容は全国労働衛生週間スローガンの趣旨及び各事業場で取り組んで頂きたい具体的な実施事項等の解説でありました。



▲来賓挨拶(一色センター長)

最後に神奈川県タクシー協会横浜支部西ブロック長 益田氏による閉会の挨拶をもちまして、3年ぶりに開催された大会は盛大に終了いたしました。

(一般財団法人神奈川県労働衛生福祉協会 小森 顕彦)



▲主催者代表挨拶
(小西支部長)



▲主唱者挨拶
(荻野監督署長)



▲会場風景

監督署からの情報

1. 神奈川県最低賃金の改正のお知らせ

- 令和4年10月1日から、神奈川県最低賃金は時間額**1,071円**(31円引上げ)となりました。
- 神奈川県最低賃金は、県内の事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイト等の雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用され、使用者はこの金額以上を労働者に支払う必要があります。
- 次の賃金は最低賃金の対象となる賃金に含まれません。
 - ① 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
 - ② 臨時に支払われる賃金
 - ③ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金
 - ④ 時間外、休日労働に対する賃金、深夜割増賃金
- 中小企業・小規模事業者向けに賃金引上げの際に活用できる業務改善助成金等、各種支援策、無料相談を用意しています。詳細は、神奈川県働き方改革推進支援センターにお尋ねください。

神奈川県働き方改革推進支援センター
☎0120-910-090

2. 中小企業の事業主の皆さまへ

2023年4月1日から月60時間を超える時間外労働の割増率が引き上げられます。

2023年3月31日まで

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は50% (2010年4月から適用)、中小企業は25%

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

2023年4月1日から

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50% (中小企業の割増賃金率を引き上げ)

	1か月の時間外労働 〔1日8時間・1週40時間を超える労働時間〕	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

※2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

● 深夜・休日労働の取扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

・ 深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を深夜(22:00～5:00)の時間帯に行わせる場合、深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%となります。

・ 休日労働との関係

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

(※) 法定休日労働の割増賃金率は35%です。

● 代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇(代替休暇)を付与することができます。

● 就業規則の変更

割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要となる場合があります。

「モデル就業規則」も参考にしてください。



▲厚生労働省
ホームページ

< 就業規則の記載例 >

(割増賃金)

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

(1) 1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月1日を起算日とする。

- ① 時間外労働60時間以下・・・25%
 - ② 時間外労働60時間超・・・50%
- (以下、略)



溶接ヒュームに係る新たな規制に関するQ&A

金属アーク溶接等作業に係る定義

Q 金属アーク溶接等作業とは、具体的にどのような作業を指すのでしょうか。TIG溶接や炭酸ガスアーク溶接（MIG、MAG等）、プラズマガス溶接は含まれるのでしょうか。

A 金属アーク溶接等作業は、アークを熱源とする溶接、溶断又はガウジングがすべて含まれ、TIG溶接や炭酸ガスアーク溶接（MIG、MAG等）、プラズマアーク溶接も対象となります。
一方、燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断又はガウジングは対象ではありません。

特殊健康診断について

Q 金属アーク溶接作業者には、じん肺健診だけでなく、特化則上の健康診断の義務も課されるのでしょうか。

A 金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者に対しては、作業場所が屋内・屋外であるかにかかわらず、じん肺健診に加え、特化則に基づき、医師による特殊健康診断を行うことが義務付けられます。

特定化学物質作業主任者について

Q 溶接ヒュームが特定化学物質になることにより、新たに特定化学物質作業主任者の選任が必要となりますが、常時溶接作業を行わないような場合でも特定化学物質作業主任者の選任が必要となるのでしょうか。

A 特定化学物質作業主任者の選任は対象の作業頻度の程度による選任の例外は設けていないため、アーク溶接作業に労働者を従事させる場合は同作業主任者の選任が必要となります。

2022年度 横浜西支部 主要行事予定

1. 講習会

開催日	講習の種類	会員受講料(円)	募集人員(名)	会場	備考	
11月	7日(月)	第2回安全衛生推進者養成講習(2日間)	12,000	24	建災防「会議室」	
	8日(火)					
	15日(火)	挟まれ巻き込め防止研修会	6,500	24	建災防「会議室」	○共催(藤沢)
	29日(火)	産業保健研修会	4,300	24	建災防「会議室」	○共催(藤沢)
12月	16日(金)	労務管理・法令講習会	1,500	制限無し	オンデマンド方式	○共催(支部連)
1月	19日(木)	特定化学物質等作業主任者技能講習	13,940	80	鎌倉芸術館「集会室」	
	20日(金)					
	23日(月)	職長能力向上教育	9,000	40	万博橋会議センター	○共催(横南)
	25日(水)	第4回フルハーネス特別教育	8,500	24	建災防「会議室」	
2月	14日(火)	第2回KYT講習会	8,500	30	鎌倉芸術館「会議室1」	
3月	14日(火)	第5回フルハーネス特別教育	8,500	24	建災防「会議室」	

2. 主要行事

開催日	行事名	会員受講料(円)	募集人員(名)	会場	備考	
11月	18日(金)	神奈川労務安全衛生大会	0	30	オンデマンド方式	協会本部主催
1月	6日(金)	安全祈願祭、経営者セミナー、賀詞交換会	10,000	70	鎌倉鶴岡八幡宮、KOTOWA鎌倉鶴ヶ岡会館	

入会事業場紹介

新しく入会された事業場を紹介します。

2022年度会員入会事業場のご紹介

	事業場名	事業内容	所在地
①	株式会社ファンケル総合研究所	化粧品及び健康食品等の研究開発	横浜市戸塚区
②	日通横浜輸送株式会社	貨物自動車運送業	横浜市瀬谷区

新規会員募集

横浜西支部では、地域内(戸塚区、栄区、泉区、保土ヶ谷区、瀬谷区、旭区)にある事業場で、当協会に未加入の事業場等に対して加入促進活動を行っております。

近隣で又は、お知り合いで未加入事業場がございましたら事務局まで是非ご紹介ください。

(事務局 TEL 045-864-5354 FAX 045-864-5022)

受賞紹介

令和4年度(2022年度)の各受賞者を紹介いたします。受賞にあたり心よりお祝い申し上げます。

1. 神奈川労働局長表彰

7月7日(木)横浜第二合同庁舎において、労働安全衛生に係る優良事業場、団体等に対して、神奈川労働局長表彰がありました。横浜西支部では、次の事業場が表彰されました。

(1) 神奈川労働局長 優良賞

- ①住友電気工業株式会社 横浜製作所



2. (公社)神奈川労務安全衛生協会横浜西支部長表彰

過日、横浜市保土ヶ谷公会堂にて開催されました下記の大会において次の方々が表彰されました。

「令和4年度全国安全週間横浜西地区推進大会」

(1) 無災害優良事業場表彰

- ①住友電工テクニカルソリューションズ株式会社横浜地区
②有限会社 矢内工業

(2) 安全功労者表彰

- ①山本 和弘 (株式会社ブリヂストン 横浜工場)

「令和4年度全国労働衛生週間横浜西地区推進大会」

(1) 労務衛生管理功労者表彰

- ①黒澤 奈央 (フジバン株式会社 横浜工場)

役員・事務局だより

本年度より副支部長事業場を仰せつかりました株式会社日立製作所デジタルシステム&サービス横浜事業所です。当事業所の主な事業内容としては、日立の情報通信事業におけるソフトウェア・ハードウェアや各種サービスの設計・開発を行っております。

日立グループの安全衛生基本理念は『安全と健康を守る事は全てに優先する』であり、仕事の優先順位も『S(安全)>>Q(品質)>D(納期)>C(コスト)』と定めています。SとQの間に>が2つ表記されているとおり、安全が最も優先されるべき事項であるとの考え方は、会社の意思決定や従業員の行動の全てに徹

底されるよう取り組んでおります。

さて私達を取り巻く労働環境は、リモート勤務が増えるなど、働き方自体が大きな転換期にありますが、そうした中でも如何に従業員の安全と健康を守るかが、我々の重要な使命と考えております。支部役員としても各事業場の皆様と知恵を出し合いながら、安心・安全の確保に向け取り組んで参りますので、今後ともご支援の程、宜しくお願い致します。

(副支部長 ㈱日立製作所 デジタルシステム&サービス
横浜事業所 秋山 清)

山崎製パン株式会社

横浜第一工場

執行役員工場長 近藤 康之

〒244-8525 横浜市戸塚区上柏尾町15番地
TEL 045-822-0627

森紙業株式会社

関東事業所

事業所長 大町 智応

〒244-0812 横浜市戸塚区柏尾町628番地
TEL 045-822-7000

株式会社協同清美

代表取締役社長 三澤 孝至

〒240-0035 横浜市保土ヶ谷区今井町859番地
TEL 045-351-1111

ミドリ安全株式会社

横浜南支店

支店長 中山 雄介

〒245-0052 横浜市戸塚区秋葉町326番地湘南ビル1F
TEL 045-810-6235